

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年1月28日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦部 浩司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画管理本部長 宮木 公平
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画管理本部長 宮木 公平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期 累計期間	第11期 第3四半期 累計期間	第10期 第3四半期 会計期間	第11期 第3四半期 会計期間	第10期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	1,993,134	1,613,324	794,658	439,216	2,575,518
経常利益(千円)	380,304	260,807	177,584	30,135	470,453
四半期(当期)純利益(千円)	214,008	142,521	103,246	13,532	259,680
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	378,712	383,787	378,712
発行済株式総数(株)	-	-	1,053,000	2,143,000	2,106,000
純資産額(千円)	-	-	1,393,669	1,587,121	1,440,030
総資産額(千円)	-	-	1,782,155	1,911,136	1,939,051
1株当たり純資産額(円)	-	-	1,322.18	738.59	682.78
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	203.86	66.99	98.05	6.32	123.59
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	178.49	60.24	86.21	5.74	108.39
1株当たり配当額(円)	-	2.50	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	78.1	82.8	74.2
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	419,115	175,597	-	-	492,811
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	232,897	343,520	-	-	282,396
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	503,500	3,216	-	-	503,165
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	999,438	507,400	1,023,300
従業員数(人)	-	-	85	100	86

(注)1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は平成21年11月12日開催の取締役会決議に基づき、平成22年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	100	(17)
---------	-----	------

(注)従業員数は就業人員(当社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、当第3四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績において、当社は単一セグメントとしているため、サービスライン別に示すと次のとおりであります。

名称	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
メディアビジネス(千円)	299,930	49.4
コンテンツビジネス(千円)	139,285	74.5
合計(千円)	439,216	55.3

(注)1. 前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

なお、KDDI株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対する販売実績は、各通信事業者の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

相手先	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
KDDI株式会社	637,798	80.3	316,415	72.0
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	127,243	16.0	102,768	23.4

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間における国内経済は、緩やかな回復基調を維持しており、企業収益は改善の動きが見られるものの、雇用情勢や所得環境は依然として厳しく、円高やデフレなどにより、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中、当社を取り巻く国内携帯電話関連市場においては、国内携帯電話加入契約数が1億1,706万台(平成22年12月31日現在)となっており、直近では前月比微増のほぼ横ばいが続いております。(注1)

その中で、国内携帯電話業界では、iPhone及びAndroidなどスマートフォンの端末販売台数は急増しており、今後もさらに増加が見込まれる(平成22年度のスマートフォンの国内出荷台数は、前年度比で約2.9倍の675万台となる見込み)(注2)ことから通信事業者間においては、より魅力的なスマートフォンの投入、データARPU向上を焦点とした新しいサービス及びアプリケーションの開発・提供と各社各様に特色を打ち出した施策による競争が予想されます。このスマートフォンの急速な普及という環境において、携帯電話という国内で1億台、世界で50億台を超える巨大なサービスプラットフォームは、今後スマートフォンの一層の拡大に伴いより活性化されることが予想されます。

また、一部の通信事業者では、次世代(3.9G/LTE)の高速移動通信サービスが開始され、インターネットやモバイルを活用したサービスを取り巻く環境は、放送、通信、音楽及び出版等の各業界間における連携または融合が進んでおります。スマートフォンやメディアタブレットの普及により、今後さらに音楽、映像、電子書籍などのコンテンツ関連市場及びインターネット広告市場の成長も期待されます。今後、スマートフォンやメディアタブレットの

普及、さらなる高速移動通信の普及によりインターネットがより生活に密着することに伴い、コンテンツ及び情報の流通経路やビジネスモデルの多様化、携帯電話やスマートフォンのみならず高速移動通信がつながる端末の広がり等による収益機会の広がりも予想されます。

(注) 1. 社団法人電気通信事業者協会のデータに拠っております。

2. 株式会社MM総研のデータに拠っております。

このような市場環境の中、当第3四半期会計期間においては、携帯電話及びスマートフォンを中心としたインターネットサービスである音楽検索をはじめとする、音楽・映像・書籍・ゲーム関連の専門検索サービスに加え、商品紹介サービスなどPC向けサービスへの展開、これらのサービスに関連するアプリケーションやデータベースの開発に注力してまいりました。

その結果、通信事業者との音楽・映像・書籍・ゲーム関連の専門検索サービスは順調に推移しており、引き続き拡大傾向にあります。一方、前年同期は大型開発案件の計上があり、それに対して今期は大型開発案件が計画通り第4四半期に集中していることにより、売上高に関しましては、当第3四半期会計期間439,216千円(前年同期比55.3%)となっております。

損益面につきましては、売上原価が256,170千円(前年同期比56.1%)、販売費及び一般管理費においては、152,910千円(同95.4%)となり、営業利益は30,135千円(同17.0%)、経常利益は30,135千円(同17.0%)、四半期純利益は13,532千円(同13.1%)となっております。

なお、当第3四半期会計期間におけるサービスライン別売上高においては、主としてB to B to Cモデルである専門検索関連サービスを中心とするメディアビジネスが、299,930千円(同49.4%)、主としてB to Cモデルである「デコガール」を中心とする情報サービス等のコンテンツビジネスが、有料ゲームサービスなど一部情報サービスの中止などの影響もあり139,285千円(同74.5%)となっております。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、1,911,136千円(前事業年度末比27,914千円減)となりました。

流動資産につきましては、1,205,758千円(同303,919千円減)となりました。増減の主な要因としましては、開発案件に伴う仕掛品の増加(同310,193千円)、一方で、現金及び預金の減少(同515,900千円)並びに開発売上の入金に伴う売掛金の減少(同103,169千円)があったことによりです。固定資産につきましては、自社サービス用ソフトウェア開発の進捗等により無形固定資産が増加したことで、705,378千円(同276,004千円増)となりました。

負債は、324,015千円(同175,005千円減)となりました。増減の主な要因としましては、法人税等の納付による未払法人税等の減少(同154,374千円)、役員及び従業員への賞与の支給により役員賞与引当金並びに賞与引当金の減少(同30,043千円)があったことによりです。

以上の結果、純資産は、当第3四半期累計期間における四半期純利益の計上等により1,587,121千円(同147,090千円増)となり、自己資本比率は、前事業年度末の74.2%から82.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末に比べ515,900千円減少、第2四半期会計期間末に比べ288,013千円減少し、507,400千円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、142,632千円(前年同期は295,289千円の獲得)となりました。主な収入要因としては、税引前四半期純利益29,350千円、減価償却費22,702千円の計上及び売上債権の減少211,788千円がありました。一方で、主な支出要因としては、たな卸資産(仕掛品)の増加133,366千円、仕入債務の減少158,733千円及び法人税等の支払額108,243千円がありました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、141,612千円(前年同期は46,396千円の使用)となりました。主な支出要因としては、自社サービス用ソフトウェアの開発等に係る無形固定資産の取得112,104千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、3,768千円(前年同期は334千円の使用)となりました。主な支出要因としては、中間配当に伴う配当金の支払額3,433千円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における研究開発活動の金額は、5,990千円であります。

なお、当第3四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営戦略の現状と見通し

携帯電話関連業界及びインターネット業界は、無線網の通信速度の高速化、通信料の定額化、プラットフォームのオープン化、スマートフォン端末の大幅な増加が進んでおります。

そのような環境の中で、スマートフォンの広がりや通信速度のさらなる高速化などによる増大する情報や多様化するコンテンツ・情報流通経路をインターネット上において誰でもより分かりやすくより活用できるようになるためのナビゲーション（サービスやコンテンツ・作品のインターネット上における誘導・案内）は、より重要になると考えております。インターネット上におけるより質の高い情報やコンテンツのナビゲーションの実現にはデータベース（大量の情報を細かく整理されたもの）が不可欠であります。当社は、「人の気持ちをつなげる」という事業コンセプトに基づき進めている専門検索サービス、レコメンド情報の提供サービス及びコミュニケーションサービスをより進化させ、またそれらのサービスを実現するMSDB（メディアサービスデータベース）の一層の質及び量の向上、履歴活用、また現在の音楽・書籍・映像・ゲーム以外のジャンルへの広がり及びMSAP（メディアサービスアプリケーション）のスマートフォン向けはじめ、一層のアプリケーション開発力の向上、またクラウドはじめそれらを活用するサービスプラットフォームの開発を通じて、提供・運営サービスの幅を検索サービス、レコメンド情報の提供サービスからEC（電子商取引）、ストリーミング・放送サービス、ロケーションサービス、ソーシャルサービス及び広告サービス等に広げていくことや、高速無線インターネットの発展に合わせ、サービス提供対象端末を携帯電話・スマートフォン・PCからゲーム機やデジタル家電、自動車車載端末等に広げ、新しいビジネスモデルを創出していくことは重要な経営戦略となります。

これらの事業活動を通じ、当社の提供する各種サービスの利用をより多くの一般ユーザーに拡大することによって継続的な事業の拡大、収益の向上を進めてまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営戦略を立案し、実行するように努力しておりますが、当社の属する携帯電話関連及びインターネット関連業界は、開発スピードが速く、その開発内容も複雑化しております。また、提供するサービスについても、一般ユーザーの嗜好や流行の変化を捉え柔軟な事業展開が必要となり、競合他社との競争が激化することも予想されます。一方で新しいインターネットサービス市場の創出やより高速化されたインターネットが広がる前には、実現しえなかった端末やサービスの連携により新たな可能性が従来にないスピードで顕在化することもありえます。

そのような事業環境の中で、当社は、優秀な人材の確保と育成、開発・品質管理体制の強化、開発スピードの向上や効率化等をもって、MSDB（メディアサービスデータベース）やMSAP（メディアサービスアプリケーション）を活用した自社サービスの開発・提供や通信事業者を始め共にサービス開発・提供に取り組む先や提供するサービスの幅を拡大するとともに、日々のサービスのクオリティを継続的に大きく向上させ、顧客満足の最大化に向けた努力を全社員一丸となり行ってまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,420,000
計	7,420,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年1月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,143,000	2,143,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	2,143,000	2,143,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき発行した新株引受権(ストック・オプション)に関する事項は、次のとおりであります。

第1回新株引受権(平成14年3月22日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000(注1、3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50(注2)
新株予約権の行使期間	自平成16年3月22日 至平成24年3月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 50
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株引受権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株引受権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株引受権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2)当社が、新株引受権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株引受権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株引受権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。
3. 新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株引受権の数を減じております。
4. 新株引受権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1)新株引受権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。
- (2)新株引受権者が死亡した場合、新株引受権者の相続人は本新株引受権を行使することができます。
- (3)本新株引受権は、上記の新株引受権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
- (4)新株引受権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株引受権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株引受権を行使することができます。
- 当社株式上場日より2年間経過した日より行使期間の終了日まで、割当数の100%まで、新株引受権を行使することができます。
- (5)その他の条件は、当社と新株引受権者との間で締結する新株引受権割当契約に定めるところによります。
5. 新株引受権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成18年3月24日臨時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注1、3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80(注2)
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80 資本組入額 80
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整します。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3) 当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、権利の行使及び退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

(3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。

(4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。

当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができます。

当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができます。

当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができます。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

5. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
第3回新株予約権（平成19年3月12日臨時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000(注1、3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注2)
新株予約権の行使期間	自平成21年4月1日 至平成29年2月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

(注)1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、権利の行使及び退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

(3)本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外問わず)に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。

- (4)新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができます。
- 当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができます。
- (5)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
- 再編成対象会社の普通株式とします。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
- 組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- 新株予約権の行使の条件
- 上記4. に準じて決定します。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
- 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得するものとします。

第4回新株予約権（平成20年3月31日臨時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	46
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000(注1、3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	870(注2)
新株予約権の行使期間	自平成22年4月1日 至平成30年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 870 資本組入額 435
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

(注)1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
 - (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
 - (3)本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
 - (4)新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができる。
当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができる。
当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができる。
当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができる。
 - (5)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定します。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

第5回新株予約権（平成20年11月13日臨時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,000(注1、3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	980(注2)
新株予約権の行使期間	自平成22年11月15日 至平成30年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 980 資本組入額 490
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

(注)1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
- (3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
- (4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができます。
当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができます。
当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができます。
当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができます。
当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができます。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

5. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

第6回新株予約権（平成21年6月22日定時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000(注1、3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,500(注2)
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成31年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,500 資本組入額 1,750
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

(注)1. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。

割当日から2年間経過以降(3年目) 20%

割当日から3年間経過以降(4年目) 40%

割当日から4年間経過以降(5年目) 60%

割当日から5年間経過以降(6年目) 80%

割当日から6年間経過以降(7年目) 100%

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

5. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

第7回新株予約権（平成22年6月22日定時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	26
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,600(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,110(注2)
新株予約権の行使期間	自平成24年7月1日 至平成32年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,110 資本組入額 1,055
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注)1. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))及び商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。

(3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2)新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できます。

- 割当日から2年間経過以降（3年目） 20%
- 割当日から3年間経過以降（4年目） 40%
- 割当日から4年間経過以降（5年目） 60%
- 割当日から5年間経過以降（6年目） 80%
- 割当日から6年間経過以降（7年目） 100%

(3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

4. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	2,143,000	-	383,787	-	294,187

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,142,700	21,427	-
単元未満株式	普通株式 300	-	-
発行済株式総数	2,143,000	-	-
総株主の議決権	-	21,427	-

（注）「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式73株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ソケット	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

（注）上記のほか、当社所有の単元未満自己株式73株があります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	2,890	2,479	2,095	1,760	1,651	1,540	1,500	1,650	1,950
最低（円）	2,200	1,730	1,660	1,540	1,210	1,223	1,300	1,450	1,490

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	507,400	1,023,300
売掛金	323,194	426,363
仕掛品	313,814	3,621
その他	66,109	63,292
貸倒引当金	4,760	6,900
流動資産合計	1,205,758	1,509,678
固定資産		
有形固定資産	20,676	22,064
無形固定資産		
ソフトウェア仮勘定	381,358	121,119
その他	56,111	81,942
無形固定資産合計	437,469	203,062
投資その他の資産	247,232	204,246
固定資産合計	705,378	429,373
資産合計	1,911,136	1,939,051
負債の部		
流動負債		
買掛金	133,778	120,584
未払金	42,338	48,237
未払法人税等	-	154,374
賞与引当金	29,268	53,559
役員賞与引当金	10,852	16,604
その他	60,481	68,781
流動負債合計	276,718	462,141
固定負債		
退職給付引当金	43,724	32,302
その他	3,571	4,576
固定負債合計	47,296	36,878
負債合計	324,015	499,020
純資産の部		
株主資本		
資本金	383,787	378,712
資本剰余金	294,187	291,512
利益剰余金	904,864	767,700
自己株式	94	-
株主資本合計	1,582,743	1,437,924
新株予約権	4,378	2,106
純資産合計	1,587,121	1,440,030
負債純資産合計	1,911,136	1,939,051

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	1,993,134	1,613,324
売上原価	1,158,224	889,901
売上総利益	834,909	723,423
販売費及び一般管理費	454,456	462,464
営業利益	380,453	260,958
営業外収益		
受取利息	0	0
営業外収益合計	0	0
営業外費用		
為替差損	148	152
その他	-	0
営業外費用合計	148	152
経常利益	380,304	260,807
特別利益		
受取和解金	-	1,100
特別利益合計	-	1,100
特別損失		
固定資産除却損	8,243	8
減損損失	-	3,188
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,516
特別損失合計	8,243	4,713
税引前四半期純利益	372,060	257,193
法人税、住民税及び事業税	157,264	94,429
法人税等調整額	788	20,243
法人税等合計	158,052	114,672
四半期純利益	214,008	142,521

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	794,658	439,216
売上原価	456,653	256,170
売上総利益	338,004	183,045
販売費及び一般管理費	160,271	152,910
営業利益	177,732	30,135
営業外費用		
為替差損	148	-
その他	-	0
営業外費用合計	148	0
経常利益	177,584	30,135
特別利益		
受取和解金	-	1,100
特別利益合計	-	1,100
特別損失		
減損損失	-	1,885
特別損失合計	-	1,885
税引前四半期純利益	177,584	29,350
法人税、住民税及び事業税	70,533	3,125
法人税等調整額	3,803	18,943
法人税等合計	74,337	15,817
四半期純利益	103,246	13,532

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	372,060	257,193
減価償却費	55,074	66,619
固定資産除却損	8,243	8
株式報酬費用	1,416	2,272
減損損失	-	3,188
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,516
貸倒引当金の増減額(は減少)	91	2,140
賞与引当金の増減額(は減少)	21,000	24,291
役員賞与引当金の増減額(は減少)	11,651	5,752
退職給付引当金の増減額(は減少)	7,329	11,422
受取利息	0	0
受取和解金	-	1,100
売上債権の増減額(は増加)	94,948	103,169
たな卸資産の増減額(は増加)	124,077	310,193
仕入債務の増減額(は減少)	86,771	13,193
未払金の増減額(は減少)	997	5,898
その他	54,045	28,490
小計	598,862	80,717
利息及び配当金の受取額	0	0
和解金の受取額	-	1,100
法人税等の支払額	179,747	257,415
営業活動によるキャッシュ・フロー	419,115	175,597
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	14,784	3,270
無形固定資産の取得による支出	129,126	299,565
投資有価証券の取得による支出	25,300	11,400
関係会社株式の取得による支出	-	29,284
差入保証金の回収による収入	31,363	-
差入保証金の差入による支出	95,050	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	232,897	343,520
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	503,946	7,750
配当金の支払額	-	3,433
リース債務の返済による支出	-	1,004
その他	446	94
財務活動によるキャッシュ・フロー	503,500	3,216
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	689,717	515,900
現金及び現金同等物の期首残高	309,720	1,023,300
現金及び現金同等物の四半期末残高	999,438	507,400

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期累計期間の営業利益及び経常利益が1,516千円、税引前四半期純利益が3,032千円減少しております。

【表示方法の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期キャッシュ・フロー計算書)	前第3四半期累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「リース債務の返済による支出」は重要性が増加したため、当第3四半期累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれている「リース債務の返済による支出」は446千円であります。

	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期貸借対照表)	前第3四半期会計期間において、「無形固定資産」に含めていた「ソフトウェア仮勘定」は、資産総額の100分の10を超えたため、当第3四半期会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期会計期間の「無形固定資産」に含まれる「ソフトウェア仮勘定」は73,926千円であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

2. 法人税等調整額並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、29,376千円であり ます。	有形固定資産の減価償却累計額は、25,597千円であり ます。

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。
役員報酬 45,843千円	役員報酬 38,811千円
賃金給料及び諸手当 92,869	賃金給料及び諸手当 109,935
支払手数料 53,518	支払手数料 51,024
回収代行手数料 62,331	回収代行手数料 43,464
広告宣伝費 50,102	広告宣伝費 31,368
賞与引当金繰入額 25,106	賞与引当金繰入額 32,588
役員賞与引当金繰入額 6,376	役員賞与引当金繰入額 10,852
退職給付費用 3,454	退職給付費用 4,880
貸倒引当金繰入額 7,151	貸倒引当金繰入額 3,641
研究開発費 7,144	研究開発費 16,628

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。
役員報酬 13,938千円	役員報酬 11,135千円
賃金給料及び諸手当 38,174	賃金給料及び諸手当 36,308
支払手数料 18,803	支払手数料 15,673
回収代行手数料 19,743	回収代行手数料 14,027
広告宣伝費 20,246	広告宣伝費 16,622
賞与引当金繰入額 10,587	賞与引当金繰入額 9,460
役員賞与引当金繰入額 2,026	役員賞与引当金繰入額 5,776
退職給付費用 1,325	退職給付費用 1,444
貸倒引当金繰入額 1,992	貸倒引当金繰入額 1,245
研究開発費 149	研究開発費 5,990

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。	同左

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,143,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 73株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 4,378千円

(注) 権利行使期間の初日が到来していない新株予約権の当第3四半期会計期間末残高は4,378千円であり
ます。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月15日 取締役会	普通株式	5,357	2.5	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

現金及び預金、未払法人税等が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前会計年度の末日に
比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	507,400	507,400	-
(2) 未払法人税等	-	-	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金 (2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額に
よっております。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期会計期間(自平成
21年10月1日至平成21年12月31日)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期会計期間(自平成
22年10月1日至平成22年12月31日)

関連会社につきましては、損益等からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

ストック・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 787千円

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

資産除去債務の四半期貸借対照表計上額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しているため、前会計年度の末日における残高に代えて、第1四半期会計期間の期首における残高と比較しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、携帯電話等向けのアプリケーション開発、データベースの構築及びそれらを組合わせたサービスの開発と提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)		前事業年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	738.59円	1株当たり純資産額	682.78円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	203.86円	1株当たり四半期純利益金額	66.99円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	178.49円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	60.24円
		当社は、平成22年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前第3四半期累計期間における1株当たり情報については、下記のとおりとなります。 1株当たり四半期純利益金額	101.93円
		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	89.25円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	214,008	142,521
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	214,008	142,521
期中平均株式数(株)	1,049,774	2,127,373
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	149,209	238,399
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第6回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数3,500株)については、当第3四半期累計期間においては希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めておりません。 なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第7回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数2,600株)については、当第3四半期累計期間においては希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めておりません。 なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	98.05円	1株当たり四半期純利益金額 6.32円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	86.21円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 5.74円
		当社は、平成22年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前第3四半期会計期間における1株当たり情報については、下記のとおりとなります。 1株当たり四半期純利益金額 49.02円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 43.10円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	103,246	13,532
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	103,246	13,532
期中平均株式数(株)	1,053,000	2,142,927
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	144,677	215,461
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第6回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数3,500株)については、当第3四半期会計期間においては希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めておりません。 なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第7回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数2,600株)については、当第3四半期会計期間においては希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めておりません。 なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
該当事項はありません。

2【その他】

平成22年10月15日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・・・・5,357千円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・・・・2円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成22年12月3日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1月22日

株式会社 ソケット
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケットの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソケットの平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月26日

株式会社 ソケット
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケットの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソケットの平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。